

.....
BENIYA・ジャックス・JCBカード特約
.....

第1条 (名称)

BENIYA・ジャックス・JCBカード (以下「本カード」といいます。)とは、紅屋商事株式会社 (以下「紅屋商事」といいます。)と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が提携して当社が発行するカードで、JCBカード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、紅屋商事を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

1. 本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より本会員は1,375円 (うち消費税125円)、家族会員は1名につき440円 (うち消費税40円)を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が5万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。(なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。)
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条 (紅屋商事でのカードショッピングの支払金の支払方法)

1. 会員が本カードを紅屋商事で、翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払のいずれかを指定してカードショッピングを利用した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表1のとおりになります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表1と異なる場合があります。

【別表1】

(a) 支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回
(b) 支払期間 (ヶ月)	1	2	3	5	6	10
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	12.25	14.00	14.00	14.75
(d) 利用代金 100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額 (円)	0.00	0.00	2.04	3.40	4.08	6.80

(a) 支払回数	12回	15回	18回	20回	24回	ボーナス1回
(b) 支払期間(ヶ月)	12	15	18	20	24	2~4
(c) 実質年率(%)	14.75	15.00	15.00	15.00	15.00	0.00
(d) 利用代金100円 当たりの回数指定 分割払手数料の額(円)	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0.00

2. お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表1の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格50,000円10回払の場合

●支払総額

$$50,000円 + 50,000円 \times (6.8円 / 100円) = 53,400円$$

●月々の分割支払金

$$53,400円 \div 10回 = 5,340円$$

第5条(適用)

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。